

2021年度 事業計画

はじめに

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは依然として加速し続けており、世界各国において甚大な被害が出ております。我が国においても、医療体制のひっ迫や経済の停滞など非常に深刻な状況となっており、2021年1月には2度目の緊急事態宣言が発出されました。現在、ワクチン接種に向けた準備が本格化し、接種開始に向けて懸命な努力が続けられておりますが、2021年が新型コロナウイルス感染症の収束への道が開ける年となるかどうか予断を許さない状況が続いております。

当協会においても新型コロナウイルス感染症の健診事業への影響が懸念されるなか、まず事業面においては、2019年度に開発事業者の突然の撤退により更新計画の見直しを余儀なくされた新基幹システムの開発について、2024年4月の本格稼働を目指し、今年度はプロジェクトチームを中心に鋭意準備を進めており、要件定義書の見直しや開発事業者の選定を行う予定としております。また、2021年度、当協会は創立50周年の節目の年を迎えることとなりますが、感染症の収束状況を見極めつつ、感染予防対策に万全を期したうえで、記念事業の実施を計画しております。

一方、経営面においては、2021年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診者減や感染予防対策にかかる経費増等を見込み、当期経常増減額で約1千7百万円の赤字予算とならざるを得ませんでした。さらに、中期的には、①新基幹システムをはじめとした高額投資が控えていることや、②長期借入金の返済、③定年退職者の増加など、収支面・資金面ともに当協会を取り巻く環境は一段と厳しさを増していくものと見込まれております。

このような状況ではございますが、当協会といたしましては、今後とも役職員一丸となって、サービス・精度の向上を図りつつ、安全安心な健診検査を提供していくとともに、早期の経営基盤の回復に向け様々な取り組みを行い、もって県民市民の疾病予防と健康増進に寄与するという公益法人としての使命を果たしてまいります。

事業の概要

公益目的事業

当協会は、社会情勢の変化に適応しつつ、行政諸機関や地域医療機関及び保健機関との密接な協力関係の下、各種健診・検査、健康支援及び健康教育等を行い、県民の疾病予防と健康増進に寄与することを目的としており、密接不可分である次の1から4の事業を公益目的事業としてまとめて実施する。

1. 疾病予防に関する知識の普及・啓発事業

(1) 広報・情報提供

①機関紙「あすの健康」の発行

予防医学の知識の普及・啓発や健康づくりに関連する情報を広く提供することを目的として、様々な疾患をテーマに、専門医師からの解説を一般の方々にわかりやすくまとめた“からだの話”や健康づくりに役立つ情報を中心に構成した健康情報誌「あすの健康」を発刊する。

年4回の発行で、のべ18,000部を、地方公共団体・関連事業所・健康保険組合・県内の学校・医師会・関係機関等に提供するとともに、講演会等の普及啓発活動の場等で広く県民に配布する。

②ホームページでの情報提供事業

利用者にわかりやすい事業案内を掲載するとともに、疾病予防や健康増進についての情報を提供する。また、機関紙「あすの健康」に掲載する医療情報や当協会が開催する講演会などの内容を詳細に掲載し、県民が容易に健康情報を入手できるようにする。

公式ブログ等を利用し、協会の活動状況をリアルタイムで発信する。

③創立50周年記念誌および書籍『歴史を歩く』の出版

創立50周年記念事業の一環として「協会創立の歴史を知り、創立の精神を今後の事業活動に継承していく」ことを目的に、50周年記念誌を発行する。また、機関誌「あすの健康」で連載100回を迎えた田辺真人氏著「歴史を歩く」をまとめた書籍『歴史を歩く』を発行し、地方公共団体・県内の学校・関係機関等に配布する。

(2) 講演会開催、講師派遣、普及・啓発活動

①講演会の開催

新型コロナウイルス感染症流行の状況を考慮し上半期の開催は見送る。下半期は、感染症拡大防止対策として、定員を通常の半数に設定し開催、講演会の様子を後日ホームページで動画配信する。

(ア) 創立50周年記念講演会 神戸新聞松方ホールにて開催予定

創立50周年記念事業の一環として、当協会の創立の趣旨に基づき、予防医学思想の普及・啓発を

テーマに開催する。また、その講演内容をPR記事として新聞に掲載し、広く県民に伝える。

(イ) がんをよく知るための講座 1回開催予定

日本人の死因トップであるがんについて、予防・早期発見、治療技術等の知識の普及啓発を目的とし、各分野の専門医師を講師に迎え、県民向けの講演会を開催する。

②講師派遣

地方公共団体、健康保険組合、婦人会等が開催する講演会へ医師、保健師、管理栄養士等を講師として派遣する。

③普及・啓発活動

NPO法人や行政と連携し、「子宮の日LOVE49キャンペーン」「母の日乳がん検診街頭キャンペーン」への参加や日本対がん協会等主催「ピンクリボンフェスティバル」神戸大会における推進委員会の一員としての企画運営への参加を通して、乳がん検診促進のための啓発活動を行う。

また、神戸市及び神戸市社会福祉協議会等が主催する「こうべ福祉・健康フェア」へ参加し、受診機会の乏しい結核ハイリスク者への検診実施等、結核蔓延防止のための啓発活動を行う。

その他、地方公共団体や各種団体が主催する「がん検診促進キャンペーン」、「疾病予防対策キャンペーン」、「健康フェア」に積極的に参加する。

2. 疾病予防のための健康診断及び検査事業

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、当協会においても2020年度の各種健康診断及び検査事業は、大きな影響を受け、年度当初に見込んでいた事業規模から大幅な縮小を余儀なくされている。

2021年度も収束の見通しが不透明な中、感染防止対策及び環境整備に可能な限りの対策を講じ、がん検診をはじめとする様々な疾病予防のための下記事業について、行政諸機関とも連携を密にしながら受診の啓発に努め、推進していく。

(1) 地域保健

①特定健康診査及びがん検診

県下の自治体から委託を受け、第3期特定健康診査、自治体独自の後期高齢者健診・若年者健診等を拠点会場において集団健診で実施する。自治体以外では、集合契約に基づく各種健康保険組合の被扶養者等の特定健康診査を実施する。休日の健診実施や胃がん・乳がん検診との同日実施等受診者サービスの向上を図るとともに、一部自治体において2017度より取り組まれている特定健康診査の受診者向けインセンティブの「ヘルスケアポイント事業」に引き続き参画し、がん検診を含めた受診率の向上に努める。

一部自治体の市民健診会場においては、過去に石綿にばく露した可能性のある方に対し、質問票及び胸部X線の結果に基づき、健康被害への不安をやわらげ、健康状態の確認及び健康管理に役立てる

機会を提供する「石綿読影の精度に係る調査」を引き続き2021年度も実施する。

胃がん・乳がん検診は、通年で地域巡回により実施する。胃がん検診については、休日の検診実施や会場までの交通等の利便性に配慮した会場を計画して、引き続き受診の啓発に努める。また、乳がん検診においては、スタッフを女性で実施する等受診しやすい環境づくりを推進し、受診率の向上に努める。

大腸がん検診は、特定健康診査と同時受診が可能な検体持込方式及び、冬季期間（11月～2月）の郵送方式を今後も提供していくが、可能な自治体では保健センターへの持ち込み回収を実施する。また、一方では逐年受診を推奨するためのコール・リコールを積極的に行っていく。

②結核検診

県下の各自治体からの委託を受け、拠点会場において集団検診で実施する。市民健診との同時実施や症状があっても医療機関を受診しないハイリスク者に対する休日や夜間検診の実施、また、住所不定者や小規模事業従事者も含めた多様な生活形態への配慮と利便に工夫した検診の実施等、受診機会の確保に積極的に取り組む。

③H I V・性感染症等検診

国内のH I V / A I D S件数が増加する状況を踏まえ、神戸市内の中心街に特設検査施設を設けて夜間H I V抗体・性感染症検診及び即日H I V抗体・H B s抗原検診を実施する。平日の夜間検診及び土曜日の即日検診に加え、健康ライフプラザ健診センターでもH I V抗体・性感染症検診を平日に実施し、利便性を向上させる等、受診機会の向上に努める。

④フレイル健診及び認知機能検診

一部自治体の市民健診会場においては、国保の特定健康診査を受診していただく65歳および70歳の方を対象に、加齢とともに全身の予備能力や筋力、心身の活力が低下している状態を早期発見するため、「フレイル健診」を引き続き2021年度も実施する。

また、神戸モデルとして2019年1月より開始された「神戸市認知症診断助成制度」についても、第一段階「認知機能検診」の実施医療機関として参画する。

(2) 学校保健

県下の各市町教育委員会及び大学・私立学校法人からの委託を受け、各地区医師会の協力のもと、児童生徒を対象に学校保健安全法に基づく心臓検診、腎臓・糖尿病検診、脊柱検診及び結核検診等を実施する。

当協会は、児童生徒の寄生虫検査・尿検査の検査体制を確立することを設立目的として発足したこともあり、児童生徒の腎臓病、糖尿病及び心臓疾患の早期発見に対する効果的な検診システムをもとに、積極的な検診実施に取り組むとともに、専門医との連携により検診精度の維持・管理を行い、県下の児童生徒の疾病予防、健康管理に寄与する。

また、教職員に対する定期健康診断、特定健康診査及び各種がん検診を実施し、各学校における健康管理の充実を図る。

(3) 産業保健

地方公共団体や一般企業等の事業所で働く人を対象に、職業性疾病予防と早期発見を目的として労働衛生のトータルサービス（健康管理・作業管理・作業環境管理）専門機関として労働安全衛生法に基づく定期健康診断・特殊健康診断や行政指導による情報機器作業健康診断等、健診・検査を実施する。

県下事業所等の地域性や健診受診時の利便性を考慮し、当協会が所有する検診車の機動力を生かした出張健診を多く実施し、働く人の健康づくりへの貢献に努めるとともに、健康管理に役立つように健康診断から得たデータを分析し、積極的に情報を提供して事業所の労働衛生の向上に寄与する。

また、メンタルヘルス対策にかかるストレスチェック制度については、ストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票）から得たデータを分析し、働く人のセルフケア、事業所のラインケアの向上に寄与して、働く人の「こころ」と「からだ」の両面から健康の管理・増進に取り組む。

さらに、労働安全衛生法の改正内容等について、事業所へ普及啓発を行い、労働衛生の向上に寄与する。

(4) 総合健診

県民の疾病予防と健康増進に寄与することを目的として、総合健診を灘区の健診センターと兵庫区健康ライフプラザ健診センターの2施設を拠点に実施する。

健診コースについては、健康保険組合連合会が指定する検査項目を充たしており、健診当日に結果説明まで実施する「半日ドック」と「1泊ドック」、検査内容を簡略化し料金設定を抑えた「2時間ドック」を基本的なコースとして提供する。また、健診センターにおいてはCT装置を利用した「肺ドック」や心臓超音波と頸部超音波を行う「循環器ドック」、健康ライフプラザ健診センターにおいてはMR装置を利用した「脳ドック」等、目的別に設定したコースを提供する。併せて、子宮頸がん検診、マンモグラフィ検査及び乳房超音波検査、骨密度測定検査、腫瘍マーカー等、受診者の希望に応じて幅広く選択できる複数のオプション検査を実施する。

前回の受診日に合わせた時期の受診勧奨や協会けんぽ生活習慣病予防健診を利用した人間ドックの案内など効果的な受診案内を行うとともに、きめ細やかな予約受付体制の充実、待ち時間の解消等により、多忙な勤労者や受診機会の少ない家庭の主婦等に対して受診機会を増やすことに努める。

さらに、日本医師会・日本臨床衛生検査技師会・全国労働衛生団体連合会・日本総合健診医学会等の外部精度管理に積極的に参加し、精度の維持向上を図るとともに、日本総合健診医学会優良総合健診施設、労働衛生サービス機能評価の認定機関として、健康保険組合等の保健事業を推進する各種団体からの要望にも応えていく。

(5) 保健指導

①各種健康診断結果等を踏まえた地域・職域における保健指導

県下の各自治体の市民健診会場や事業所に出張して健診結果等を踏まえた保健指導を実施し、健診の継続受診や要治療者への受診勧奨を行うことで健診受診率向上と早期発見・治療、重症化予防へつなげる。

また、健診結果を自分自身の生涯を通じた健康管理に活かすことを目的として、健診結果の経年的な見方や食生活や運動習慣等との関わりについて、個別あるいはグループ等での指導を行う。

②労働安全衛生法に基づく労働者の健康管理、作業管理等における保健指導

国の働き方改革の一環として、現場での「働き過ぎ」防止を目的とした『労働時間法制の見直し』（2019年4月1日施行）では、「産業医・産業保健機能」の強化が謳われ、労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱いルールが定められている。当協会としては、健康管理担当者や産業医等と連携しながら産業保健に関する支援事業の強化を図る。また、事業所の経営者や管理職等に対する「健康経営」の啓発、若年者向けメタボリックシンドローム予防研修会、腰痛予防体操、中食学習会（コンビニ弁当の選び方等）、講話・ゲーム・体操等を取り入れた研修会、個別の健診事後指導、ストレスチェック高ストレス者を対象とした補足的面談（医師面接前に実施する）や補助面談（医師面接の申し出のない方に実施する）等を提案し、健康で働き続けるための支援を行う。

③高齢者医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導

国民健康保険、協会けんぽや各種健康保険組合等の被保険者及び被扶養者に対し、主に健診会場に出張して特定保健指導を実施する。初回支援を個別または集団で実施し、以後3～6ヶ月間にわたり、プログラムにそって階層化で分類された動機付け支援・積極的支援を面接・電話・レター等で指導を実施する。

また、市民健診受診当日に明らかとなった検査結果をもとに階層化し、対象となった受診者の特定保健指導を同日に実施することにより、実施率の向上を図るとともに受診者の負担を軽減する。

④地域・職域におけるメンタルヘルス事業のための保健指導

メンタルヘルス対策の充実・強化を目的として労働安全衛生法の一部改正が行われたことに伴い、地域・職域からの依頼に基づき、ストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票）や職場快適度調査等を使用しながら適正に実施し、労働者一人ひとりと集団としての職場環境改善に有効な結果の提供に努め、結果に基づいて個別または集団で面接指導を行う。

集団での指導では主に、一般職員向けにセルフケアについて、管理監督者向けにラインケアに関する講義形式とグループワーク、シミュレーションゲーム等を用いて具体的・実践的に行う。また、継続的・計画的に取り組むことができるように、労働安全衛生マネジメントシステム（PDCA

サイクル) に沿った支援を行う。

⑤H I V等の感染症に関する知識啓発、検査及び指導

夜間H I V抗体・性感染症検診及び即日H I V抗体・H B s 抗原検診等において、検査前の事前説明と検査結果説明を通じて保健指導を行い、予防に関する知識啓発を行う。また、エイズ対策研究事業の予防介入研究のための研修会等に参加し、知見を深め、受診者に対して必要な支援を行うことができるように努める。

⑥電話等による各種相談

当協会での受診結果について、電話等で各種の健康相談に応じる。夏季の脱水や、感染症等時事的な健康問題等についても可能な範囲で健康相談に応じていくことで、広く県民の安心に寄与できるように努める。

(6) 細胞診

①子宮頸がん細胞診

神戸市指定医療機関からの神戸市子宮頸がん検診及びその他の検診、当協会の施設内検診における細胞診を実施する。

事業の中心となる神戸市子宮頸がん検診において、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業として、20歳の市民に無料クーポン券、30歳・50歳・60歳の市民に受診勧奨ハガキを送付し、受診率向上が図られる。

当協会は、関係機関と緊密な連絡・調整を重ねながら、液状検体処理細胞診(LBC)を効率的に運用し、より精度の高い検査を実施していく。

②喀痰細胞診

神戸市指定医療機関からの神戸市肺がん検診、当協会の施設内及び事業所での肺がん検診における喀痰細胞診を実施する。

神戸市肺がん検診において、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業として、50歳・60歳の市民に受診勧奨ハガキを送付し、受診率向上が図られる。

当協会は、早期がんのみならず前がん状態で病変を発見するため、より精度の高い検査を実施していく。

(7) 腸内細菌検査

感染症及び食中毒を未然に防止する為の衛生管理対策として行われる腸内細菌検査等を実施する。

また、神戸市保健所からの感染症対策に関わる緊急検査(休日対応含む)についても引き続き委託を受け、保健行政の一端を担う。

検査機関としての信頼向上のため、検査精度の継続維持に努めるとともに、検査技術の継承や情報発信にも努める。

(8) 作業環境測定

労働安全衛生法に規定される作業環境測定を実施し、作業環境中における様々な有害因子の存在状況を定量的に把握し、事業者による作業環境の改善並びにリスク管理の推進に寄与する。また、労働衛生のトータルサービス（健康管理・作業管理・作業環境管理）を提供できる専門機関として、健康診断部門との連携を強化し、特殊健康診断の判定と作業環境測定の評価による総合判定を実施し、作業従事者の健康確保を図るために、労働衛生管理を的確に進める事業を展開する。

事務所衛生基準規則にかかる空気環境測定については、換気や湿度保持による適切な環境管理を促し、事務室空間の快適性維持については作業効率の向上への取り組みを支援する。

(9) 食品検査等

食品関連施設に対し、ふきとり検査・衛生調査を行い、現場での衛生指導や作業環境の問題点を改善へと導く助言・提案を行う。また、従事者や管理者を対象とした衛生講習会を行い、衛生管理の取組みを促し、さらなるレベル向上を目指した衛生管理体制の構築を支援する。

食品衛生法の一部改正に伴い、施行猶予期間中であった「HACCPに沿った衛生管理の制度化」が2021年6月より完全義務化となるが、(一社)神戸市食品衛生協会主催の食品衛生責任者養成講習会及び食品衛生責任者実務講習会等の講演業務を引き続き受託し、実務に沿った講習内容を心掛け、HACCP運用を支援する。

(10) 水質検査

特定建築物を含む貯水槽水道水質の衛生管理上義務付けられている水質検査を中心に、プール・公衆浴場等の衛生確保に資する検査事業を実施する。水質の変動要素の多い飲用井戸等の水質管理においても、大腸菌をはじめ細菌学的検査や陰イオン類、有機物量等11項目、金属類の検査等で対応する。また、浴槽水やクーリングタワー冷却水を介したレジオネラ感染症の予防等、健全な生活環境の維持に欠かせない水の安全性確保について、これまで培った検査技術の一層の向上に努めて利用者の健康保持に寄与する。

(11) 水道施設検査（簡易専用水道検査等）

水道事業者から供給される飲料水が安全に安定的に利用者に行き渡るよう、水道施設の衛生管理状況の確認検査を実施し、設置者に課せられた衛生管理を支援する。

簡易専用水道施設では、水道法の規制による簡易専用水道検査により管理の適正性を担保しており、有効容量10立方メートル以下の小規模貯水槽水道については、自治体条例等において設置者等による自己管理の徹底が図られているが、管理が不十分で定期検査を受検していない施設が多く、衛生的な維持管理が強く望まれている。引き続き定期検査受検勧奨を進めるとともに健康に影響する事例について的確な情報の提供や、利用者の立場での水道衛生管理の必要性について啓発を行う。

3. 予防医学に関する調査研究事業

(1) 調査・研究

疾患の早期診断、がん検診の精度管理、特定保健指導、フレイル予防等をテーマに調査研究を行う。

(2) 健診・検査で得られたデータの活用

当協会の事業活動で得られた多くのデータを有効活用し、予防医学事業の進展、県民の健康保持増進に努める。

①事業年報の配付

引き続き内容の充実を図りながら「事業年報」を発行し、健診・検査の依頼がある地方公共団体・企業、行政機関、医療機関、保健機関等県下へ広く配布するとともにホームページにも掲載し、情報提供を行う。

②健診・検査処理システム「すこやかプラス」の活用

当協会が運用している健診システム「すこやかプラス」で取り扱う健診・検査データを以下のとおり活用する。

(ア) 集計データの活用

「事業年報」において、年度単位で健診・検査データを活用する。集計データは、様々な条件に基づき、集団の傾向を観察できるとともに、個人データとの比較から個人の健康状態等の推測が可能であり、健診条件等の見直しや適切な保健指導の検討に活用していく。

(イ) 統計解析や調査研究結果に基づいた判定や保健指導の実施

検査データの積み上げにとどまらず、問診データ等の諸条件に基づく複合的な統計処理を行い、生活習慣、疾病等（既往歴等）、更には性格的要素等と健診・検査データの関連性を見出し、実際のデータから得られた知見を基に、個々に適した保健指導・栄養指導を目指す。

(ウ) 統計解析や研究により取得した情報を広く提供する。

複合的な統計処理や研究から得ることのできた情報等について、講演会や学会での発表や広報誌に掲載する等、健康管理に役立つ情報を積極的に広く発信する。

(エ) 全国的なデータとの比較による健康評価

公益財団法人予防医学事業中央会は、加盟する支部との連携により健診データの全国的データベースを構築し、地域・職域診断システムとして運用している。全国の加盟団体からのデータをより多く集約することで健常者の基準値や団体の基準の精度を高めており、この基本データとの比較検討により地域や団体の健康特性を抽出することで健康評価を行い、健康診断を受診する団体へのより具体的な健康課題を特定し、健康意識の向上、健康増進を図ることが可能となるため、継続的に協力していくとともに、その活用方法を検討する。

4. 健康支援のための健康増進事業及び健康教育事業

(1) 健康づくり事業

○健康創造都市KOBET土曜健康科学セミナー

県民の健康づくりや疾病の予防・啓発を目的として、疾病の予防や治療について各分野の専門家を講師に招き、灘区の健診センターを会場に、10月より月1回、年6回開催予定。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、従来の申し込み不要を変更し事前予約制とし、定員を半数に設定し開催する。また、講師の了解を得た上で、録画した動画をホームページ上で公開する。

(2) 健康づくり支援事業

勤労者や各種団体等を対象に健康づくりプログラムを提案すると共に、保健師・管理栄養士・健康運動指導士等の専門スタッフを派遣し、健康づくりに寄与するイベントの企画・実践を行う。

《設備機器等の整備》

業務の改善を目的として、設備機器等の整備を行う。

- ①胃部デジタルX線撮影装置（車載用）
- ②PACS・レポーティングシステム心電図対応
- ③便潜血自動免疫化学装置（2台）
- ④X線骨密度測定装置
- ⑤自動採血管準備装置
- ⑥ネットワーク機器更新（健康ライフプラザ）
- ⑦心電計（2台）
- ⑧尿検査自動分析装置
- ⑨色度・濁度測定器用オートサンプラー
- ⑩カラー印刷機

事業計画明細

(疾病予防のための健康診断及び検査事業・健康支援のための健康増進事業及び健康教育事業)

事業名	種別	内容	2021年度 事業計画	2020年度 事業計画	増減比
疾病予防のための健康 診断及び検査事業	地域保健	特定健康診査等	54,000人	61,000人	88.5%
		がん検診(施設実施分含む)	126,000人	130,000人	96.9%
		結核検診	44,000人	48,000人	91.7%
		エイズ検診	2,000人	2,500人	80.0%
	学校保健	腎臓・糖尿病検診	356,000人	360,000人	98.9%
		寄生虫検査	3,000人	5,000人	60.0%
		心臓検診	76,000人	76,000人	100.0%
		脊柱検診	28,000人	27,000人	103.7%
		結核検診	79,000人	79,000人	100.0%
	産業保健	一般健診	164,000人	167,000人	98.2%
		特殊健診	18,600人	19,000人	97.9%
		協会けんぽ生活習慣病予防健診	27,600人	26,200人	105.3%
		がん検診(施設実施分含む)	90,000人	86,000人	104.7%
		労災二次健診	100人	100人	100.0%
		ストレスチェック	27,200人	28,700人	94.8%
	総合健診	総合健診	6,700人	7,100人	94.4%
	保健指導	特定保健指導等	2,700人	2,100人	128.6%
	細胞診	子宮がん細胞診	34,500件	35,200件	98.0%
		喀痰細胞診	8,300件	8,500件	97.6%
	腸内細菌検査	腸内細菌検査	70,000件	100,000件	70.0%
作業環境測定	作業環境測定	1,850件	1,580件	117.1%	
食品検査等	食品検査	8,800件	9,000件	97.8%	
水質検査	水質検査	1,900件	1,900件	100.0%	
水道施設検査	簡易専用水道検査等	3,670件	3,670件	100.0%	
健康支援のための健康 増進事業及び健康教育 事業	健康づくり事業	健康学習	640人	720人	88.9%
	健康づくり支援事業	講師派遣等	10回	60回	16.7%

※2020年度事業計画は当初の計画件数である。